

**〔長久手町業務評価票：平成20年度業務〕**

担当課・係名	保健医療課 国保年金係【問合せ・質問等の先（電話・内線番号） 123 】
第4次総合計画の 該当項目	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 節 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 項 <input style="width: 200px; height: 20px;" type="text"/>

<b>業務の名称</b>	国民年金事務事業		
(1) 根拠法令・条例	国民年金法		
(2) 当該業務量 (延人員規模含む)	総業務量の <u>15</u> % (係の総業務量を100%とする) 職員延人数： <u>221.0</u> 人・日 (臨時雇用者延人数： <u>90</u> 人・日)		
(3) 事業費 (人件費分を除く)	<u>1,417</u> 千円 (平成20年度決算 (細目・細々目の実績から抽出・算定する))		
(4) 補助率 (補助金がある 場合のみ記載)	<u>100.0</u> % (平成20年度実績)		
(5) 業務期間	開始した年度	昭和34 年度	終了 (予定) 年度 年度

(6) 業務の概要 (簡潔に箇条書きで記載)

① 業務目的 (達成目標)	町に委託された国民年金第1号被保険者に係る業務の円滑な推進を図る。
② 業務が対象とする住民 (地域、層)	長久手町に居住する国民年金第1号被保険者
③ 業務の具体的な実施内容・方法 (平成20年度実績)	平成14年度から地方分権一括法の推進により、年金保険料徴収事務が国に移管されたが、引き続き第1号被保険者に係る適用・各種届出・年金裁定請求に関する業務を実施。特に将来の無年金者防止するため、保険料納付の困難な学生や一般未納者を減らすべく、免除申請の普及に努めた。

④ 業務の実施結果 (平成20年度実績)	将来の無年金者を防止するため、異動者 (国民年金第1号被保険者) の加入記録の確認、及び納付困難な者に対する免除申請の普及に努めた。						
	【業務結果の説明指標】						
		結果の説明指標	17年度	18年度	19年度	20年度 実績	将来目標
	1	国民年金第1号被保険者 (任意含)	7,022	6,923	6,745	6,723	
	2	国民年金第3号被保険者	5,413	5,499	5,695	5,876	
	3	各種届出、異動報告件数	5,171	5,479	5,056	4,838	
4							
5							

(7) 遂行上の問題点、取組課題 (簡条書きで簡潔に記載)

・年金特別便の実施等で、町の業務範囲内に収まらない幅広い質問が寄せられた。窓口の職員配置を充実させ、一層のきめ細やかな説明対応を図る必要がある。

(8) 改善実績 (過去4年間の実績)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口来庁者(転入者・厚生年金離脱者等)の加入記録を確認し、国民年金第1号加入勧奨及び保険料納付困難者については、免許申請の勧奨を行った。</li> <li>・被保険者の年金記録を確認し未統合記録の登録を行った。</li> </ul>	

(9) 業務の評価 (自己診断)		
評価基準	評価の視点	三段階評価 (2~0点)
①目的の達成状況	業務目的に対して、どの程度の成果が得られているか。	2点
②コストパフォーマンス	成果を上げるために投入してきた人的資源、財源は、適切であったか。	2点
③業務方法の最適採用	業務の円滑で効率的な実施に採用した方法・手法は業務の目的、取り巻く状況に対応して適切であったか。	2点
④住民の満足・信頼獲得	受益する住民の満足、行政に対する信頼は高められたか。	1点
⑤総合計画との整合	総合計画(基本計画)の方針に対応しているか。	2点
⑥他都市との比較	近隣の都市、類似団体に比べて業務の進み具合はどうか。	2点
2点: 成果あり、適切だった    1点: ある程度適切だった    0点: 適切でなかった、遅れている		平均 1.83点

(10) 総合評価 (課の見解)	
①今後の方向 (該当番号に○印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 前年度と同じく、そのまま継続する。</li> <li>2. 見直して継続(業務の拡大)</li> <li>3. 見直して継続(業務の縮小)</li> <li>4. 見直して継続(方法の改善)</li> <li>5. 見直して継続(他業務と統合)</li> <li>6. 廃止する。</li> <li>7. 休止する。</li> </ul>
②評価理由	年金不安が全国的に広がっていたが、年金特別便の実施で徐々に問い合わせが止まない状態から回避された。臨時職員を雇用し、窓口や電話での問い合わせ等、説明対応に努め、より細やかな対応に努めた。

(11) 今後の目標・改善方針 (具体的かつ簡潔に記載。課の見解を記入すること)	
① 改善目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 未加入者へ加入促進</li> <li>(2) 免除制度の普及</li> </ul>
②改善時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 随時</li> <li>(2) 4月・7月</li> </ul>
③ 改善方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 窓口での対面勧奨</li> <li>(2) 4月に学生納付特例、7月に一般免除納付猶予広報記事掲載。</li> </ul>